

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

坂出市は国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

香川県坂出市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	坂出市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制（みなし）世帯主に対して、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 - 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 ・番号法の別表第二を基に坂出市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 ・オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、および一部の情報提供について共同して「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）および支払基金が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同で行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得ならびに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム」という。） ※国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市町に設置される国保総合PCで構成される。 8. 医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民健康保険税賦課ファイル 2. 国民健康保険資格ファイル 3. 国民健康保険給付ファイル 4. 国民健康保険収納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24、44の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16、24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項および第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2（J-LIS照会による本人確認）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 情報提供の根拠:第2条 表 第3欄に「医療保険者」が含まれるものおよび第2欄に「地方税法」が含まれ、第3欄に「市町村長」が含まれ、「地方税関係情報」が含まれるもの 情報照会の根拠:第2条 表 第1欄に「市町村長」が含まれ、第2欄に「国民健康保険法」が含まれるものおよび第1欄に「市町村長」が含まれ、第2欄に「地方税法」が含まれ、第4欄に「医療保険給付関係情報」または「地方税関係情報」が含まれるもの ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項および第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 けんこう課 市民生活部 税務課 市民生活部 市民課
②所属長の役職名	けんこう課長 税務課長 市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	坂出市 総務部 総務課 行政・法制管理係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	坂出市 健康福祉部 けんこう課<保険医療係> 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5006 坂出市 市民生活部 税務課<市民税係・収納係> 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5004 坂出市 市民生活部 市民課<記録係・市民係> 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5005
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー登録事務にあたっては、住基システムと連動しているため、人手の介在は想定していないが、例外的に職員によりマイナンバーを登録する必要がある場合には、本人からのマイナンバー取得を徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

利用する各システムにアクセスが可能な職員は、生体認証やICカードとパスワードによる認証によって、限定している。また、職員の異動等があった都度、IDの登録または削除をすることで、アクセス権限の適切な管理を行っている。

これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	評価書名	国民健康保険に関する事務 基礎評価項目	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年7月31日	評価実施機関名	坂出市長	香川県坂出市長	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 12, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項 <別表第二の主 務省令で定める事務を定める命令 第1条, 第2 条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第 25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条>	番号法別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 12, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項 <別表第二 の主務省令で定める事務を定める命令 第1 条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第 20条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46 条>	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	けんこう課長 浅野 武彦 税務課長 長原 敬 市民課長 山地 正人	けんこう課長 本多 寛之 税務課長 多田羅 和広 市民課長 角野 伸治	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】 国民健康保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険給付の事務を行う。 地方税法に基づき、被保険者に対し国民健康保険税を算出し賦課、徴収・滞納整理を行う。 【特定個人情報を取扱う事務】 ・資格取得・喪失手続 ・被保険者の資格管理 ・疾病、負傷、出産または死亡に関しての保険給付 ・被保険者証等の交付 ・保険税の賦課、徴収・滞納整理 ・保険税の軽減および減免	坂出市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届(転入、転出、社入、社離等)、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制(みなし)世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額(年税額)を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に坂出市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事前	H29年10月より国保総合(国保集約)システムとの情報連携にかかるテスト開始、H30年4月より情報連携開始予定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月25日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)	事前	H29年10月より国保総合(国保集約)システムとの情報連携にかかるテスト開始, H30年4月より情報連携開始予定
平成29年9月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の16, 30の項 <別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条, 第24条>	番号表第9条第1項 別表第一の16, 30の項 番号表第9条第2項 番号表別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16, 24条	事前	H29年10月より国保総合(国保集約)システムとの情報連携にかかるテスト開始, H30年4月より情報連携開始予定
平成29年9月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の1, 2, 3, 4, 5, 12, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 46, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項 <別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条>	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45	事前	H29年10月より国保総合(国保集約)システムとの情報連携にかかるテスト開始, H30年4月より情報連携開始予定
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	けんこう課長 本多 寛之 税務課長 多田羅 和広 市民課長 角野 真治	けんこう課長 松川 忠司 税務課長 多田羅 和広 市民課長 角野 真治	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	けんこう課長 松川 忠司 税務課長 多田羅 和広 市民課長 角野 真治	けんこう課長 税務課長 市民課長	事後	様式変更により
令和1年5月31日	IVリスク対策		様式変更による項目の追加	事後	様式変更により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	坂出市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制（みなし）世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 ・銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。 ・被用者保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度の被保険者とその被扶養者等に該当しない者を被保険者として被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して、保険給付を行う。 ・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。 番号法の別表第二を基に坂出市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	（左記の記載については変更がないため、下記に追加部分のみを記載する。） ・オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、および一部の情報提供について共同して「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）および支払基金が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同で行う。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者および世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得ならび紐付け情報の提供を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町に設置される国保総合PCで構成される。	1. 国民健康保険(税)システム 2. 国民健康保険(資格)システム 3. 国民健康保険(給付)システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町に設置される国保総合PCで構成される。 8. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年7月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16, 30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16, 24条	番号法第9条第1項 別表第一の16, 30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16, 24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	事前	
令和2年7月3日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・27,42,43,44,45	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月20日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62 ,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62 ,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・27,42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	事後	前回更新時記載漏れ
令和4年8月19日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62 ,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・27,42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62 ,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・27,42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	事後	条項ずれ未反映
令和4年8月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部 けんこう課 総務部 税務課 市民生活部 市民課	健康福祉部 けんこう課 市民生活部 税務課 市民生活部 市民課	事後	
令和4年8月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問合せ 連絡先	坂出市 健康福祉部 けんこう課<保険医療係> 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5006 坂出市 総務部 税務課<市民税係・収納係> 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5004 坂出市 市民生活部 市民課<記録係, 市民係> 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5005	坂出市 健康福祉部 けんこう課<保険医療係> 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5006 坂出市 市民生活部 税務課<市民税係・収納係> 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5004 坂出市 市民生活部 市民課<記録係, 市民係> 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5005	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	坂出市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制（みなし）世帯主に対して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を合算して国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 - 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。（以下、省略）	坂出市は、地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。 ・国民健康保険の被保険者である世帯主および擬制（みなし）世帯主に対して、国民健康保険税額（年税額）を賦課する。また、非自発的失業者に係る申告書や減免申請書等により、保険税の軽減および減免を行う。 - 銀行等から口座振替、年金からの特別徴収、納付書での納付による徴収を行い、滞納者に対して滞納整理業務を行う。 ・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。（以下、省略）	事後	
令和7年10月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 国民健康保険（給付）システム 4. 収納消込／滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム」という。） ※国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市町に設置される国保総合PCで構成される。 8. 医療保険者等向け中間サーバー等	1. 国民健康保険（税）システム 2. 国民健康保険（資格）システム 3. 収納管理システム 4. 滞納管理システム 5. 団体内統合宛名システム 6. 中間サーバ 7. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム」という。） ※国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバ群と、市町に設置される国保総合PCで構成される。 8. 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16, 30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16, 24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	・番号法第9条第1項 別表の24, 44の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16, 24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項および第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1項番73の2(J-LIS照会による本人確認)	事後	
令和7年10月29日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・27,42,43,44,45 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 情報提供の根拠:第2条 表 第3欄に「医療保険者」が含まれるものおよび第2欄に「地方税法」が含まれ, 第3欄に「市町村長」が含まれ, 「地方税関係情報」が含まれるもの 情報照会の根拠:第2条 表 第1欄に「市町村長」が含まれ, 第2欄に「国民健康保険法」が含まれるものおよび第1欄に「市町村長」が含まれ, 第2欄に「地方税法」が含まれ, 第4欄に「医療保険給付関係情報」または「地方税関係情報」が含まれるもの ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項および第2項	事後	
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成27年1月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年10月29日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		様式変更による項目の追加	事後	様式変更により

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	IVリスク対策 11.最も優先度が高い考えられる対策		様式変更による項目の追加	事後	様式変更により